平成２７年（フ）第２３号
沖縄県糸満市字照屋1552番地の１　２階
債務者　新屋　真実（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２９号
北九州市小倉北区中井１丁目37番６―203号
債務者　黒木健太郎
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３号
北九州市若松区大谷町21番３―401号
債務者　斉藤十代生
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８号
熊本県宇城市松橋町東松崎493番地
債務者　大空　安雄
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１号
山口県下松市大字末武下576番地５
債務者　尾田　佳奈（旧姓広田）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１１２号
山口県周南市大字夜市3511番地の12
債務者　長田百合恵
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１１４号
山口県周南市大字大河内700番地の376
債務者　有坂　律子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１１７号
山口県周南市平野２丁目１番９号、前住所山口県周南市福川中市町13番26号　山利アパート４号
債務者　境　　俊介
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第８号
青森市篠田１丁目27番13号　ハイツ飯田７号
債務者　阿部　幸男
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
青森県つがる市森田町中田福浦12番地
債務者　川村　優貴
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３号
神奈川県厚木市妻田北４丁目７番45号　ハイツシマ201
債務者　中村　祐樹
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４８４号
三重県鈴鹿市木田町1587番地
債務者　髙橋　東光
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４８５号
三重県鈴鹿市木田町1587番地
債務者　髙橋　春子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７２１号
名古屋市瑞穂区陽明町１丁目７番地の１　ハイツサンアミ３Ｂ号
債務者　川口　　功
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１２号
愛知県半田市花園町５丁目１番地の８　サンライズ花園Ｂ棟101号
債務者　寺田　　司
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１６８号
名古屋市名東区大針３丁目100番地の５　アルカディアＶ601号
債務者　小栗真由美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
名古屋市南区道徳新町３丁目22番地
債務者　杉本　博子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部